

平成27年10月から

あなたに「マイナンバー（個人番号）」が届きます

平成28年1月から番号制度が始まります。そこで、平成27年10月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

今後、各種の国民健康保険の手続きのとき、マイナンバーを記入することになります。届いた通知カードは大切に保管しておいて下さい。



通知カードのイメージ

個人番号	○○○・・・○○○
生年月日	○年□月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県○市□町1-1-1

国民健康保険や
年金、税金、雇用保険等
の手続きで必要になります

1

マイナンバーは今後どう使うの？

平成28年1月から、国民健康保険の各種申請書や届出書等にマイナンバーを記入する必要があります。また、マイナンバーは国民健康保険だけでなく、年金や雇用保険、税金等、番号法やその他の法律、条令で定められた手続きで、共通で使うこととなります。

※国民健康保険以外の開始時期は制度によって異なります。

通知カードは、これらの手続きでマイナンバーを記載する際、ご自分の番号を確かめるためにお使いください。また、手続きをする窓口等でマイナンバーを確認するために通知カードの提示が求められますので、手続きの際は必ずお持ちください。郵送の場合は写しを提出する必要があります。

※通知カードのほか、平成28年1月以降、個人番号カードも希望により市町村から交付を受けることができます。このカードにもマイナンバーが記載されます。さらに、希望すれば、マイナンバーが記載された住民票が交付されます。

※被保険者証にはマイナンバーは記載されません。

2 平成28年1月から 個人番号欄にあなたのマイナンバーを記入してください

国民健康保険法施行規則などの厚生労働省関係省令について、各種申請書・届出書等の様式や申請事項等にマイナンバーを追加するなどの改正を行う予定です。これにより、資格管理、給付金等の各種申請・届出等の様式が改正され、マイナンバーが記載事項になります。

平成28年1月以降、当組合に各種届出を提出して頂く際に、被保険者のマイナンバーの記入をお願いします。

マイナンバーを記載事項に追加する様式の一例

- 資格取得の届出
 - 資格喪失の届出
 - 住所氏名等変更の届出
 - 療養費の支給申請
 - 高額療養費の支給申請
 - 高額介護合算療養費の支給申請
 - 限度額適用認定証の申請等
- 等

※平成27年1月時点の厚生労働省省令改正（案）に基づく

3 番号制度とは？

社会保障・税番号制度（内閣官房）のホームページをご覧ください。
ホームページ内にあるFAQ（よくある質問）もご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問い合わせ先

静岡県薬剤師国民健康保険組合
電話 (054)255-4733

